

平成 21 年度

**「目指せスペシャリスト(「スーパー専門高校」)」事業
研究開発 公募要領**

平成 21 年 4 月

文部科学省初等中等教育局

児童生徒課産業教育振興室産業教育係

1.事業の趣旨

職業教育を主とする学科などで、「将来のスペシャリスト」の育成に係る教育を重点的に実施する高等学校及び中等教育学校の後期課程（以下「専門高校等」という。）の教育課程等の改善に資する実証的資料を得るための教育課程等に関する研究開発を行う。

2.事業の概要

(1) 事業概要

大学や研究機関等と連携し、先端的な技術等を取り入れた教育や伝統的な産業に関する学習活動を重点的に行い、特色ある取組を行う専門高校等に対する支援を行い、将来の専門的職業人の育成と専門高校の活性化を図るとともに、開発されたプログラムの実証により得られた成果を全国に波及させる。

(2) 事業内容

- (a) 専門高校等における職業教育の在り方や専門高校と関係機関との連携の在り方を探るため、以下の①～④に掲げる事項について、研究開発を行う。

※ 各事項に示した例示以外の取組を行うことも可能。

※ 課題やニーズについて明確に説明すること

1. 専門性の深化を図る先進的な取組

- (例) ○大学等との円滑な接続のために、大学等と共同で行う教育課程の編成
○専攻科の活用
○資格取得のための新たな取組 等

2. 新たな課題（社会的ニーズ）に対応した人材育成のための取組

- (例) ○従来の学科の枠組みにとらわれない柔軟な教育課程の編成 等

3. 新しい高等学校学習指導要領に基づいた先進的な取組

- (例) ○新設された科目の指導方法や教材の開発 等

4. 1～3のほか、将来のスペシャリスト育成への職業教育に係る取組で教育上の高い効果が説明できるもの

- (b) 上記の研究開発を行うに当たり、地域における教育の重要な役割を担う機関としての先導的な取組を可能な限り行うこと。

○地域の職業教育の拠点としての取組

- 例) ・小中との連携体制（児童生徒の指導、小中学校の教員への支援 等）
・ものづくり・技術教育(学習面・指導面)
・地域社会との連携

- (c) 「1.事業の趣旨」に鑑み、研究開発は、以下の点に着目し、他の学校の先例となることが期待できるような先進的・先導的な職業教育に関する取組で教育課程の編成に関する取組みとすること。

○教育課程上の位置付けの在り方（新たな科目を設定するのか、教育課程外に

位置づけた方がいいのか 等)

- 職業に関する教科・科目で扱う内容と普通教科・科目で扱う内容とを関連づけた指導の在り方
- 設備、副教材の在り方
- 学校内の教育面での役割分担の在り方
- 学校と関係機関の連携・役割分担の在り方
- 生徒の安全配慮の在り方 等

- (d) また、事業目的の達成度を検証するために、研究開発計画を立てる際には、1. 現在の課題（別紙様式2の5(1)）、2. 研究の目的（どのような人材を育成するのか等）（別紙様式2の5(2)）、3. 研究の達成目標（別紙様式2の5(3)）、4. 目標を達成するための内容・方法（別紙様式2の7(1)）を明確に定めることとする。

その際、この研究開発を通じて得られた教育上の成果及び波及効果をわかりやすく把握・説明できるように、生徒や教員、地域社会に対しての意識調査や実態調査等を行い、以下のような観点から適切に評価し、事業目的の達成度を検証すること（別紙様式2の7(2)）。

(例) ○生徒の理解・習熟、学習成果の状況

○生徒の職業観・勤労観、主体的な職業選択能力、コミュニケーション能力等の育成状況

○学校の活性化、地域の職業教育や地域の振興への波及効果 等

(3) 事業の委託期間

原則として、委託を受けた日から、平成24年3月末までとする（詳細は別途委託契約の際に定めるものとする。）。また、契約については年度ごとに締結するものとする。

なお、当事業の委託研究開発の実施計画は、3年間（平成24年3月末まで）で立案することとする。

(4) 実施規模

- ・ 指定学校数 : 10校程度
- ・ 1校あたり委託費 : 初年度6百万円程度

※ 研究開発を実施するにあたっては、特定の生徒のみではなく、少なくとも学科以上の規模での取組とすること（別紙様式2の14）。

※ 校内の体制（教員や事務）については、校長を含め、全校的な支援体制を整えること（別紙様式2の15(1)(2)(5)）。

(5) 留意点

- ・ 本事業の研究開発成果については、教育課程等の改善につなげるとともに、他の学校や地域への普及を目的としている事業であることに留意すること。
- ・ 指定終了後も自立して取組を継続できるようにすること（地方公共団体での費用負担、事業実施上の支援体制 等）。
- ・ 課題（社会的ニーズ）や育成しようとする専門的職業人像を明確にして、具体的な取組の内容や目標をわかりやすく示すこと。

3. 応募

(1) 応募対象

職業教育を主とする学科、総合学科等の学科の区別なく、職業教育に関する研究開発を行う高等学校及び中等教育学校の後期課程を対象とする。

(2) 事業の実施体制

- ・ 研究開発実施校においては、校長は、目指セスペシャリストの運営に関し、専門的見地から指導、助言、評価に当たる委員会（以下、「運営指導委員会」と言う。）を設けるものとする。運営指導委員会は、学校教育に専門的知識を有する者、学識経験者、企業等の技術・技能者、関係行政機関（教育委員会を含む。）の職員等によって組織するものとする（別紙様式2の15(3)）。
- ・ 研究開発実施校においては、校長の全体統括の下で、委員会を設ける等により、毎年度、事業目的の達成状況について自己評価をするものとする（別紙様式2の15(5)）。
- ・ 国立や私立の高校においては、効率的に成果の普及等を図る観点から、都道府県等教育委員会との連携に十分留意すること。

(3) 応募書類の作成・提出方法等

1. 応募書類の様式

- ・ 所定の様式により、応募すること。
- ・ 用紙は全て A4 判とすること。
- ・ 応募様式の電子媒体は、文部科学省ホームページ（<http://www.mext.go.jp/>）からダウンロードできる。ダウンロードによる入手が困難な場合は、メール返信により提供するので、件名を「めざスペ様式希望：提出機関名」とした電子メールを初等中等教育局児童生徒課産業教育振興室産業教育係（sansin@mext.go.jp）宛に送信すること。

【ホームページ内の掲載場所】

「文部科学省トップページ」→「教育」→「小・中・高校に関すること」→「産業教育の振興」→「目指セスペシャリスト（「スーパー専門高校」）について」

2. 提出機関

- ・ 研究開発実施校が公立高校の場合
指定都市立の高等学校である場合には当該指定都市教育委員会から、それ以外の公立高校の場合には都道府県教育委員会から希望調書を提出すること。
- ・ 研究開発実施校が私立高校の場合
都道府県の知事部局から希望調書を提出すること。
- ・ 研究開発実施校が国立大学法人付附属校である場合
国立大学法人より直接提出すること。

3. 提出書類

- ・ 文部科学省に以下の書類を提出すること。

○研究開発実施希望調書

- ・ 提出部数は 20 部とすること。
- ・ 別紙様式を利用すること。
- ・ カラー／白黒での作成、提出は問わないが、審査等の際は白黒コピーで対応する

ことに留意すること。

○電子ファイル

提出は以下の方法によること。

- ・提出書類に不備がある場合は、審査対象としない。
- ・書類を当方が受領した後の修正（差し替え）は原則として認められない。
- ・提出書類は企画評価委員及び本件業務関係者に開示する。なお、必要に応じて一般公開または特定の者への開示を行うことがあり、公開にあたって発生し得るリスクについては申請者が負うものとする。
- ・応募書類は返却しないものとする。

○最新の学校案内・要覧（3部）

4. 提出方法

郵送（郵便、宅配便等）及び電子ファイルの送信により提出することとする。

○郵送（郵便、宅配便等）による提出

- ・簡易書留、宅配便等、応募書類の配達が可能である手段を選択すること。
- ・郵送中の事故については、文部科学省は一切の責任を負わないものとする。
- ・書類受領後3開庁日以内に、文部科学省より申請者に対して電子メール（電子メールがない場合は電話）により受領確認を送信する。そのため、1週間を過ぎても受領確認がないときは、電話にて問い合わせをすること。

○電子ファイルの提出

- ・提出書類を1つのファイルにまとめ、正常に印刷されることを確認してから送信すること。
- ・応募1件につき送信1回で送付すること。ただし、ファイルサイズが2MBを超える場合には、ファイルを分割し、メールの件名に通し番号をつけて、数回に分けて送信すること。
- ・件名は以下のとおりとする。

「めざスペ：提出機関名」：（当該メールの順番／総メール数）

（例）「文部科学省」が3メールを送付するうちの2メール目を送信する場合の件名・・・「めざスペ：文部科学省：2/3」

5. 提出先

〒100-8959 東京都千代田区霞ヶ関3丁目2番2号

文部科学省初等中等教育局児童生徒課産業教育振興室産業教育係

「目指せスペシャリスト（「スーパー専門高校」）」担当 宛

E-mail：sansin@mext.go.jp

6. 提出締切

以下の期限を過ぎた場合は受理しないものとする。

平成21年5月11日（月）（当日必着）

7. その他

- ・書類の記入は日本語及び日本通貨で記載すること。
- ・電子メールによる提出にあたっては、一太郎、マイクロソフトワード、マイクロソフトエクセル、マイクロソフトパワーポイント、アドビアクロバットのファイル形式とすること。

4. 指定方法等

(1) 選定方法

希望調書をもとに、文部科学省に設置する目指せスペシャリスト企画評価会議の審議を経て、適切と認められる学校を指定することとしている。

1. 事業内容に関すること

- ・ 課題の認識や社会のニーズの把握が的確であり、それらが事業計画に適切に反映されていること。
 - 専門高校の実情や特色等が適切に反映されていること。
 - 職業教育のニーズが適切に反映されていること。
- ・ 事業計画が明確かつ具体的になっていること。
 - 研究目標が明確であり、かつその実現のための具体的な内容となっていること。
 - 専門高校及び地域の職業教育を大幅に充実させるものであること。
 - 事業による効果が定性的・定量的に判断できるようになっていること。
 - 事業実施上のスケジュール、経費等が適切であること

2. 実施体制に関すること

- ・ 実施体制が適切に整備されていること（別紙様式1の3、別紙様式2の7（1）、16、17）。
 - 都道府県等教育委員会、都道府県、国立大学法人において、専門高校と関係機関の連携を支援する体制が整っているとともに、管理能力が高いこと。
 - 研究開発のために必要な産学官による体制が整備されていること。また、関係機関の役割分担が明確かつ適切な連携がとれていること。
- ・ 事業終了後も地域で自主的・自立的に事業が継続する見込みが高いこと（別紙様式2の8、17）。
 - 事業終了後も、本事業の成果を活かし、引き続き職業教育を進めていく見通しがあること。

3. モデル性に関すること

- ・ 他の地域、学校を先導するような、優れたモデルとなり得るものであるとともに、事業の成果の全国的な普及・展開が期待されること（別紙様式2の8）。

(2) 委託費の不正な使用等を行った申請者に対する申請等資格の制限

本事業の実施期間中に、委託費の不正な使用等（偽りその他不正の手段による委託費の受給を含む。）を行い、受託額の全額又は一部の返還が請求された者（本事業の業務に係る当該申請者の管理に関して直接の責任を有する者を含む。）については、その旨を公表するとともに、その後、本事業への参画を認めないこととする。

(3) 指定の結果の取り扱い

選定の結果は、採択、不採択を問わず申請者に通知するとともに、文部科学省ホームページ（<http://www.mext.go.jp/>）にて、公表する（採択された機関、テーマ等）。

5. 研究の実施(契約)

(1) 委託契約の締結及び経費

受託者への経費の配分額は、契約締結時に文部科学省が決定する。なお、配分額については予算の範囲内で調整することがあり、申請額どおりの契約にならない可能性があることに留意すること。

本事業の経費項目、具体的な内容は次のとおりとする。

1. 設備備品費

実習機器購入費等（産業教育に係る実験実習設備を含む。ただし、機器の購入は、原則として初年度のみとする。）

2. 賃金

アルバイト賃金（資料整理等）

3. 諸謝金

運営指導委員会出席謝金（外部委員）、外部講師謝金等

4. 旅費

会議出席旅費（連絡協議会及び成果発表会（各2名まで）、運営指導委員会等）、調査研究旅費（研究会参加等）、引率旅費

5. 借損料

会場借料、物品リース代

6. 消耗品費（図書購入費含む。）

用紙代、インク代、実習材料等消耗品購入費、研究資料購入費（研究開発に要する図書等）

7. 会議費

お茶代 等

8. 通信運搬費

郵送料、切手代等

9. 雑役務費

報告書印刷費、振り込み手数料

10. その他

上記1～9に該当しない経費

(2) 実施期間

始期は契約を締結した日からとし、平成22年3月末日を終期とする。

(3) 契約形態

文部科学省と都道府県等教育委員会又は研究開発実施校（国立及び私立の場合）との間で、年度毎に委託契約を締結する。

(4) 事業成果

委託を受けた期間の属する年度の別途指定する日までに、事業成果報告書を文部科学省に提出するものとする。

(5) 評価

事業成果報告書等をもとに実施する評価において、研究を継続することが妥当であると判断した場合、当該研究の継続を決定し、次年度以降の契約を締結するものとする。

(6) 委託経費の取り扱い

- ・本事業は、原則として精算払とする。しかし必要に応じて概算払によることができる。
- ・概算払を受けようとする都道府県等教育委員会又は研究開発実施校（国立及び私立の場合）は、別途通知する概算払請求書及び銀行振込依頼書を提出するものとする。
- ・受託者は、委託事業完了後、別途通知する収支精算書を文部科学省初等中等教育局長に提出するものとする。なお、額の確定の結果、返納が生じた場合には、文部科学省の指示により返納するものとする。
- ・研究経費の収入及び支出に当たっては帳簿を備え、領収書等関係証票を整理し、受託者の代表者が保管するものとする。
- ・研究経費によって生じた利子は、研究経費に充てるものとする。

(7) 知的財産権の取り扱い

本事業の実施により受託者が作成した資料、報告書等の著作権は、受託者に帰属する。但し、文部科学省が必要と認めたときは、受託者は文部科学省が無償で使用することを許諾するものとする。

本事業は国費による先導的な研究開発であり、得られた知見は国が十分に活用していく必要があることから、文部科学省が必要と認めたときは、受託者は文部科学省が無償で使用し、改変することを許諾するものとする。

(8) その他

- ・文部科学省は、推進事業における研究開発の実施が当該事業の趣旨に反すると認められる場合、受託者に対し、必要な是正措置を講ずるよう求めることができる。
- ・文部科学省は、必要に応じて本事業の実施状況及び経理状況について実態調査を行うことができる。また、受託者は、文部科学省の求めがあった場合に、本事業に関して必要な書類を提出しなければならない。
- ・本事業の予算については、科学技術振興費であることに留意すること。

6. スケジュール（予定）

時 期	スケジュール
平成21年4月10日（金）～5月11日（月）	公募期間
平成21年5月下旬～平成21年6月上旬	審査
平成21年6月中旬	採択校決定
平成21年7月上旬	委託契約（事業開始）
平成21年7月上旬～中旬	連絡協議会（東京）
（未定）	成果発表会（東京）
平成22年3月末日	事業終了 文部科学省へ事業実施報告書等を提出
平成22年4月	額の確定

7. その他

- ・ 当該希望校が、教育研究開発実施要項（平成13年1月6日文部科学大臣裁定）に基づく研究開発学校、スーパーサイエンスハイスクール又はスーパー・イングリッシュ・ランゲージ・ハイスクールに、指定されている又は新規指定に係る募集に応募する予定がある場合は、その旨を別様（様式自由）に記し、併せて提出すること。
なお、目指せスペシャリストの指定を受けた専門高校等は、同時に教育研究開発実施要項（平成13年1月6日文部科学大臣裁定）に基づく研究開発学校、スーパーサイエンスハイスクール又はスーパー・イングリッシュ・ランゲージ・ハイスクールの指定を受けることはできないので、注意すること。
- ・ 関係法令を遵守した上で、研究計画の立案及び実施に当たること。

8. 問合せ先

文部科学省初等中等教育局児童生徒課産業教育振興室産業教育係
「目指せスペシャリスト（「スーパー専門高校」）」担当

〒100-8959 東京都千代田区霞ヶ関3丁目2番2号 文部科学省

電話：03-5253-4111（内線2384、2904）

E-mail：sansin@mext.go.jp

（注）メールでの問合せにあたっては、件名を「めざスペ：問合せ」として送信すること。